

## 壁面後退部分の使い方

道路の境界線から敷地内の 50cm の範囲は、緊急車両の通行に支障がでないよう、下記のことを守りましょう。

■工作物等を設置しない。(地盤面上 2.5m 以下の部分)

○工作物等とは、塀・フェンス、垣根、門、自転車車庫、郵便受、インターフォン、バリアカー、エアコン屋外機、設備メーター、プランター、植栽などを言います。

○なお、既にある隣地との境界の塀を共有していること<sup>しつら</sup>の理由で今回工事で撤去できない場合は、隣地が建替の時に、隣地と協力して壁面後退部分の塀を撤去します。

■玄関階段、ポーチ、ベランダ、花壇などの段差を設けない。

■自動車、二輪、原動機付自転車、自転車などの車両を駐車しない。

■壁面後退部分が明らかとなる 設え<sup>しつら</sup>としましょう。

■前の道路を 4m に広げた場合、広げた道路境界部分に、「2 項道路後退プレート」(市で配布)を貼付しましょう。

